

川場村耐震改修促進計画

【素案(パブリックコメント版)】

平成 28 年 10 月

川 場 村

目 次

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の目的	4
第2章 地震の危険性	
1. 地震事例	5
2. 想定される地震の規模、被害の状況	6
第3章 住宅・建築物の耐震化の目標	
1. 耐震化の現状	8
2. 目標の設定	11
第4章 耐震化を促進するための総合的な取組	
1. 基本的な取組方針	16
2. 支援策の概要	19
3. 啓発及び知識の普及に関する取組	20
4. 耐震化を促進するための環境整備に関する取組	24
5. 総合的な安全対策に関する取組	25
6. 公共建築物の耐震化	27
7. 避難路沿道建築物の耐震化	28
第5章 耐震改修等を促進するための指導や命令等	
1. 県及び県内市町村との連携強化	29
2. 耐震改修促進法による指導等の実施	30
3. 建築基準法による勧告又は命令等の実施	31
付属資料	
参考1：特定建築物等の一覧	35
参考2：耐震改修促進法における規制対象一覧	37
参考3：建築物の耐震改修の促進に関する法律等	38

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

(1) 阪神・淡路大震災による死者の約9割は住宅等の下敷きによるものでした

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、約25万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等甚大な被害が発生しました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらに、この約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等（10万棟を超える家が全壊）によるものでした。

この震災での教訓を踏まえ、国は平成7年10月「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行）」（以下、「耐震改修促進法」という。）を制定し、建築物の耐震化に取り組んできました。

① 死者数の約9割が住宅の倒壊等によるもの

▼阪神・淡路大震災の直接被害による死因と死者数

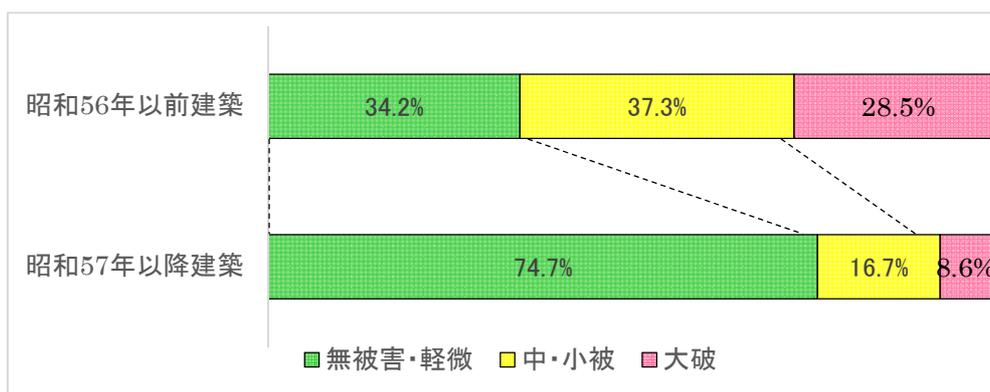
死 因	死者数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550 (10%)
その他	121 (2%)
合 計	5,502 (100%)

※平成7年度版「警察白書」より（平成7年4月24日現在）警察庁調べ

※平成15年12月25日現在の死者数は6434名、全壊往家数は約10万5千戸（消防庁）

② 昭和56年以前の建築物（「新耐震基準」以前の建築物）に大きな被害が発生

▼阪神・淡路大震災での建物被害の状況



資料：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書（建設省）

(2) 日本全土で地震が多発しています

近年でも新潟県中越地震（平成 16 年 10 月発生）、福岡県西方沖地震（平成 17 年 3 月発生）、岩手・宮城内陸地震（平成 20 年 6 月発生）など大地震がが発生しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしましたが、新耐震基準に基づいて建設・補強された建築物の地震の揺れによる被害は限定的であり、死傷者や経済的な被害の大半は津波によるものでした。

我が国において、大規模な地震は、いつ、どこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

さらに、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震について、発生の切迫性が指摘され、ひとたび発生すると被害は甚大なものになると想定されており、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されており、首都直下地震においては、首都圏の木造住宅密集地域を中心に大きな被害が予想され、経済的・社会的な影響が甚大となることが想定されています。

(3) 大地震から生命・財産を守るには耐震化が効果的です

平成 17 年 3 月に中央防災会議は「地震防災戦略」を決定し、東海地震、東南海・南海地震の被害想定死者数及び経済被害を 10 年後に半減することを提言しました。また、国土交通省の「住宅・建築物の地震防災推進会議」では、建築物の耐震改修が最も重要な課題であり、住宅及び特定建築物の耐震化率を 90%にすることが提言されました。

これらを受け、平成 18 年に耐震改修促進法が改正施行され、平成 19 年 1 月に群馬県耐震改修促進計画が策定されたことから、平成 21 年 3 月に川場村耐震改修促進計画を策定しました。

その後、平成 25 年 11 月に耐震改修促進法の大幅な改正が行われ、さらなる建築物の耐震化の促進を図るため、計画的な耐震化の推進、建築物に対する指導等の強化、支援措置の拡充等を内容とする取り組みが強化されました。

また、平成 25 年 10 月には、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国の基本方針）国土交通省告示 1055 号」において、住宅については平成 32 年までに少なくとも 95%にする目標が定められました。

さらに「首都直下地震緊急対策推進基本計画」や「国土強靱化アクションプラン 2015」においては、住宅及び多数の者が利用する建築物について、平成 32 年までに耐震化率を 95%にすることが目標とされました。

本村においても地震による建築物等の倒壊から村民の命を守るために、耐震改修促進計画の改定を行いました。

本計画では、5 年後の平成 32 年までの住宅及び建築物の耐震化率の目標を掲げ、村民に建築物耐震化等の地震対策の重要性を認識し、実行して頂くよう更なる啓発活動や支援策の見直し等を行います。

また、建築物全体の耐震化に加え、耐震シェルター等の部分的な施設、設備の整備などの新たな施策を追加し、地震による建築物の倒壊等から村民の命を守るために、今まで以上に耐震化を促進します。

2. 計画の位置づけ

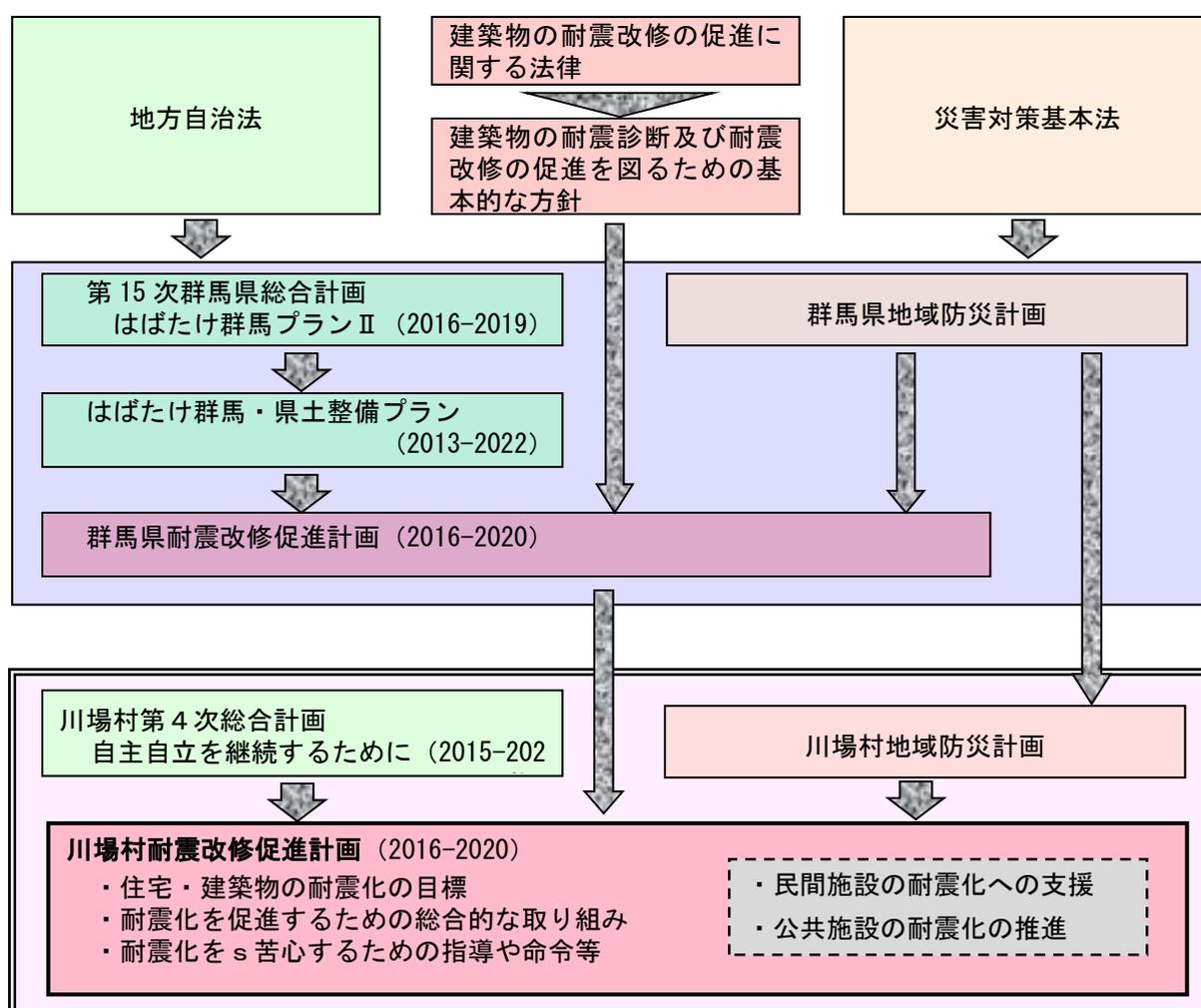
(1) 根拠法

本計画は、耐震改修促進法に基づき、住宅・建築物の耐震診断^{※1}及び耐震改修^{※2}を促進するための計画として策定するものです。

(2) 関連計画

村の総合計画である「川場村第4次総合計画 自主自立を継続するために」と計画の整合を図ります。

また、防災に関する上位計画として「川場村地域防災計画・震災対策編」（平成25年度修正、川場村防災会議）があります。



※1：耐震診断

既存の建築物の地震に対する安全性を評価すること。

※2：耐震改修

地震に対する安全性の向上を目的として、建物の増築・改築・修繕・模様替え若しくは一部の除却、または建物敷地の整備をすること。

3. 計画の目的

(1) 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から村民の生活を守るため、建築物の耐震改修を促進し、地震に対する安全性を高めることを目的とします。

(2) 基本方針

- ① 地震被害から、村民の命と財産を守るために、住宅及び建築物の耐震化を促進
- ② 住宅の地震被害から、村民の命を守るために、住宅の減災化を促進

住宅の倒壊による圧死等を防ぐために、耐震シェルター等の住宅の部分的な施設、設備の補強による減災化を促進

(3) 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間

※社会情勢の変化や事業進捗状況等を勘案し、必要に応じ計画を見直します。

(4) 対象建築物

計画の目的を達成するため、村民は、自ら所有または管理する建築物に関して地震に対する安全性を確保することが求められます。

本計画においては、以下の建築物を特に耐震化を促進すべき建築物として対象とします。

① 住宅

日常生活の場である住宅の耐震化を促進し、安全性の確保が必要です。旧耐震基準（昭和 56 年以前建築）の住宅は倒壊の危険性が指摘されています。

② 特定建築物等^{※1}

以下に示す一定規模以上の施設（耐震改修促進法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物^{※1}）を指します。

- ・ 多数の者が利用する建築物
- ・ 被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物
- ・ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

① 公共建築物

災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや、多くの村民が集まることから積極的に耐震化を推進します（国、県の施設を除く）。

※1：特定建築物等、特定既存耐震不適格建築物

「特定既存耐震不適格建築物」とは、法第 14 条、第 15 条、附則第 3 条に定められた用途及び規模を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築された建築物のことを指します。本計画では、統計上の問題等から、定められた用途や規模を満たすもの全て（耐震関係規定に適合しているものも含む）を「特定建築物等」と称して整理します。

第2章 地震の危険性

1. 地震事例

県内において死者数が最も多い地震は、昭和6年に発生した「西埼玉地震」です。近年では、平成16年の新潟県中越地震及び平成23年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）で大きな揺れを観測しました。

▼県内の被害地震の一覧

発生年月日	地震名 (震源)	マグニ チュード	震度	群馬県内の主な被害
1916. 2. 22 (大正5年)	(浅間山麓)	6.2	前橋3	家屋全壊7戸、半壊3戸、一部損壊109戸
1923. 3. 1 (大正12年)	関東地震 (小田原付近)	7.9	前橋4	負傷者3人、家屋全壊49戸、半壊8戸
1931. 9. 21 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県仙元山付近)	6.9	高崎・渋川・五料6 前橋5	死者5人、負傷者55人 家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964. 6. 16 (昭和39年)	新潟地震 (新潟県下越沖)	7.5	前橋4	負傷者1人
1996. 12. 21 (平成8年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	板倉5弱 沼田・片品・桐生4	家屋一部損壊46戸
2004. 10. 23 (平成16年)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震 (新潟県中越地方)	6.8	高崎・北橋・片品・沼田・ 白沢・昭和5弱	負傷者6人 家屋一部損壊1,055戸
2011. 3. 11 (平成23年)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震 (三陸沖)	9.0	桐生6弱 沼田・前橋・高崎・渋川・ 明和・千代田・大泉・邑楽・ 太田5強	死者1人、負傷者41人 住家半壊7棟 住家一部破損17,246棟

資料：「群馬県地域防災計画」（震災対策編2（第1部 総則 第4節））

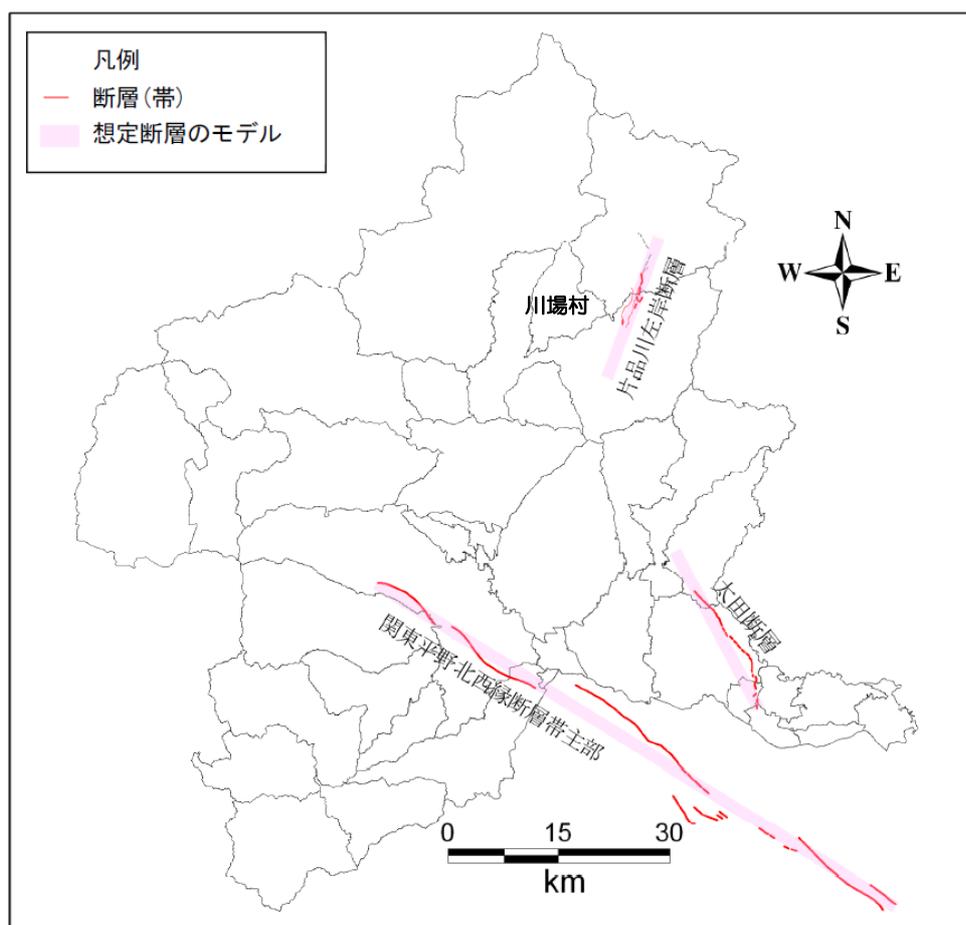
2. 想定される地震の規模、被害の状況

(1) 想定される地震の規模

群馬県では、平成 23 年（2011 年）の東日本大震災を教訓として、防災対策の強化・充実に役立てるため、平成 24 年 6 月に地震被害想定調査結果を公表しました。

この調査では、関東平野北西縁断層帯主部による地震（マグニチュード 8.1）、太田断層による地震（マグニチュード 7.1）、片品川左岸断層による地震（マグニチュード 7.0）を想定した被害想定が行われました。

▼想定地震断層の位置（群馬県地震被害想定調査報告書より抜粋）



▼想定地震断層の断層パラメーター一覧（群馬県地震被害想定調査報告書より抜粋）

想定地震断層	上端深さ (km)	長さ (km)	走向 (度)	傾斜 (度)	幅 (km)	ずれの 向き	規模 (M)
関東平野北西縁 断層帯主部	5	82	121	60 南西傾斜	20	南西側隆起 逆断層	8.1
太田断層	2	24	154.8	45 南西傾斜	18	西側隆起 逆断層	7.1
片品川左岸断層	2	20	16.8	45 東傾斜	18	東側隆起 逆断層	7.0

(2) 川場村における被害想定

群馬県被害想定調査のうち、川場村において最も被害の大きいと想定される「片品川左岸断層による地震」における被害想定結果は、以下のとおりとなっています。

▼川場村における地震被害想定概要

項目		川場村	群馬県全域	
人的 被害	死者	0.2人	23.1人	
	負傷者	2.8人	85.0人	
	うち重傷者	0.1人	15.7人	
	避難者	24.7人	766.1人	
	うち災害時要援護者	1.0人	32.2人	
物的 被害	建物(全半壊)	33.1棟	1,715棟	
	火災	出火件数	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟
	ライ フラ イン	上水：断水世帯数道管	94.1世帯	1,519.8世帯
		下水道管：被災人口	66.5人	694.4人
		電力：停電率	0.092%	0.022%
		通信：不通回線数	0回線	15回線

出典 群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）

第3章 住宅・建築物の耐震化の目標

1. 耐震化の現状

(1) 住宅の現状

川場村における住宅の棟数は、平成 27 年度に 1,472 棟あります。

このうち、「昭和 56 年以前^{※1}」であり、かつ耐震性に不安がある住宅は 667 棟で、全住宅の 45.3%となっています。

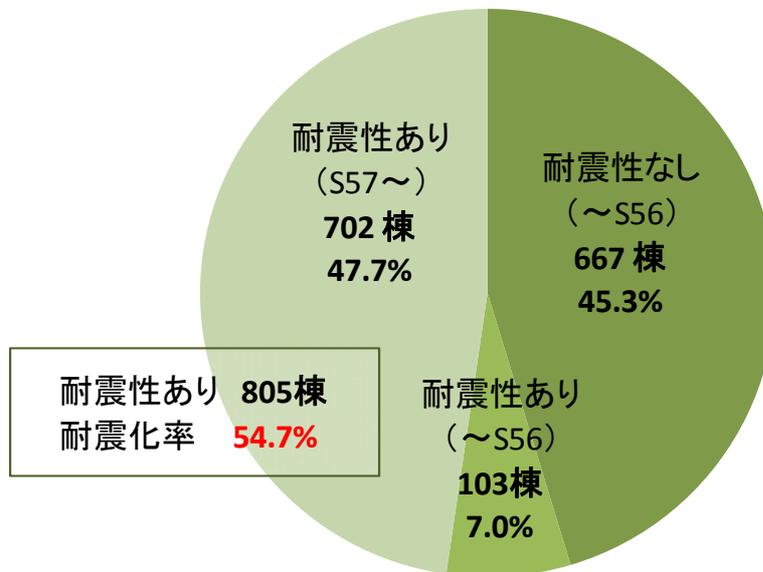
耐震性が確保されている住宅は、昭和 56 年以前建築の住宅（推定）103 棟、昭和 57 年以降建築の住宅 702 棟を足した 805 棟であり、全体に占める割合（耐震化率）は 54.7%となります。

▼住宅における耐震化の現状

分類	総棟数 a=b+e	昭和 56 年以前 b=c+d		昭和 57 年以降 e	耐震性あり f=d+e	耐震化率 g=f/a	
		耐震性なし c	耐震性あり d				
住宅	1,472	770	667	103	702	805	54.7%

※固定資産税台帳データ（平成 27 年 1 月 1 日現在）に基づき、住宅用途について集計した値です。

※昭和 56 年以前の住宅のうち「耐震性あり」の戸数は、全国平均値を適用して算出しました。



※1：昭和 56 年以前

昭和 56 年 6 月に新しい耐震基準が施行されたため、竣工年次が「昭和 56 年以前」と「昭和 57 年以降」でデータを分類しています。阪神・淡路大震災では、この年代区分で建物被害に大きな差が生じました。

なお、「耐震性なし」には、「耐震性のない建物」と「耐震性の不明な建物」を含みます。

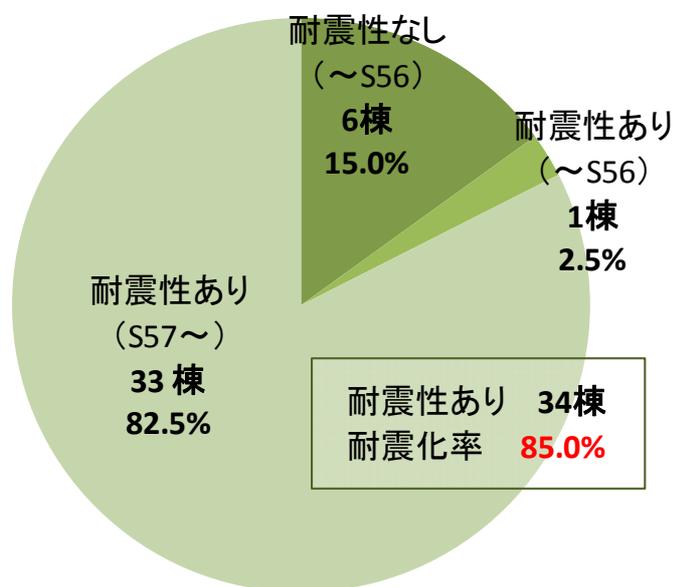
(2) 特定建築物等の現状

特定建築物等は、民間建築物 22 棟と公共（村有）建築物 18 棟で村内に 40 棟あります。

昭和 56 年 7 月以降の新耐震基準の建築物に、昭和 56 年 6 月以前の建築物で耐震性のあるもの、及び耐震改修による耐震性が確保されたものを加えると、耐震化率は 85.0%となりますが、15.0%に相当する 6 棟の建築物で耐震化が図られていない状況です。

▼特定建築物等における耐震化の現状

分類	総棟数 a=b+e	昭和 56 年以前 b=c+d		昭和 57 年以降 e	耐震性あり f=d+e	耐震化率 g=f/a
		耐震性なし c	耐震性あり d			
民間	22	2	0	20	20	90.9%
公共 (村有)	18	5	1	13	14	77.8%
合計	40	7	1	33	34	85.0%



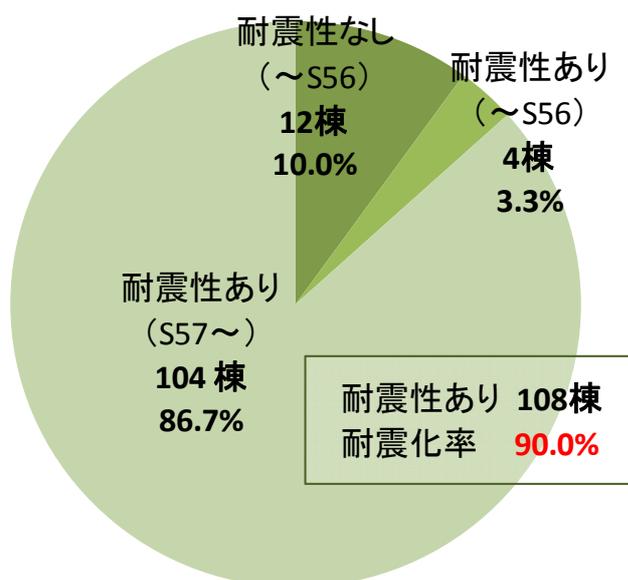
(3) 公共建築物の現状

村有建築物は120棟あります。用途ごとの耐震化の現状は以下の表に示すとおりです。

昭和56年7月以降の新耐震基準の建築物に、昭和56年6月以前の建築物で耐震性のあるもの、及び耐震改修による耐震性が確保されたものを加えると、耐震化率は90.0%となりますが、10.0%に相当する12棟の建築物で耐震化が図られていない状況です。

▼公共（村有）建築物における耐震化の現状

用途	総棟数 a=b+e	昭和56年以前 b=c+d	昭和57年以降		耐震性あり f=d+e	耐震化率 g=f/a
			耐震性なし c	耐震性あり d		
災害対策拠点	1	1	1	0	0	0.0%
救助・救急、医療等拠点	6	1	1	0	5	83.3%
避難収容施設関係	27	11	7	4	16	74.1%
ライフライン関係	5	1	1	0	4	80.0%
要配慮者関係	4	0	0	0	4	100.0%
多数の村民が集まる施設	46	2	2	0	44	95.7%
比較的滞在時間の長い施設	3	0	0	0	3	100.0%
その他の施設	28	0	0	0	28	100.0%
合計	120	16	12	4	104	90.0%



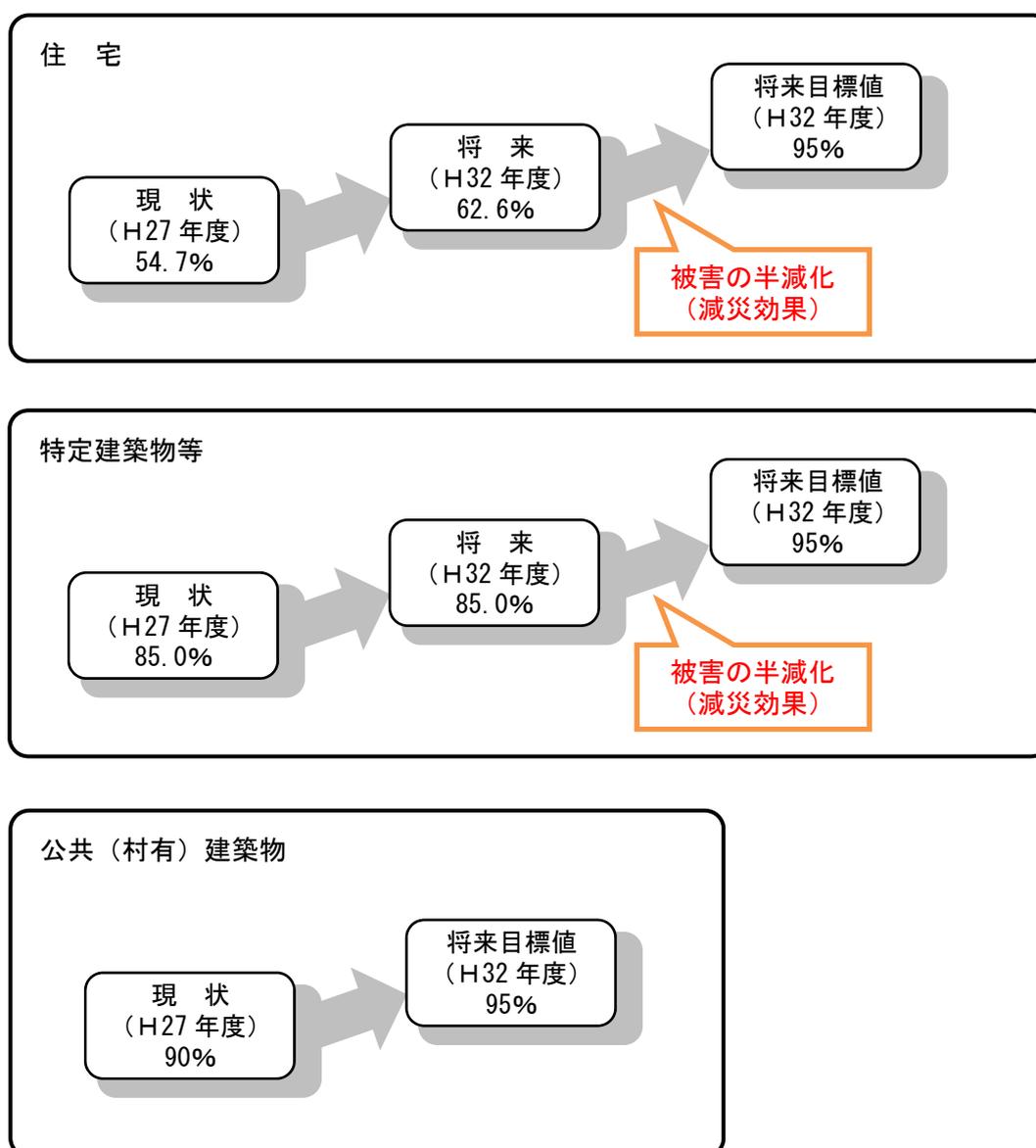
2. 目標の設定

(1) 耐震化の目標

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 25 年 10 月 29 日、国土交通省）」では、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化について、現状の 75%から平成 27 年度までに少なくとも 90%、住宅については平成 32 年までに 95% にすることを目標としています。

川場村においても、地震による被害を最小限に抑えるための目標設定を行うものとし、住宅及び特定建築物等について 95%と、平成 32 年度を目標年次とした耐震化率の目標を定めます。公共（村有）建築物については、耐震化の現状をふまえ、用途ごとに目標値を定めますが、全体としては平成 32 年度までの目標値を 95%とします。

▼耐震化目標の設定の考え方

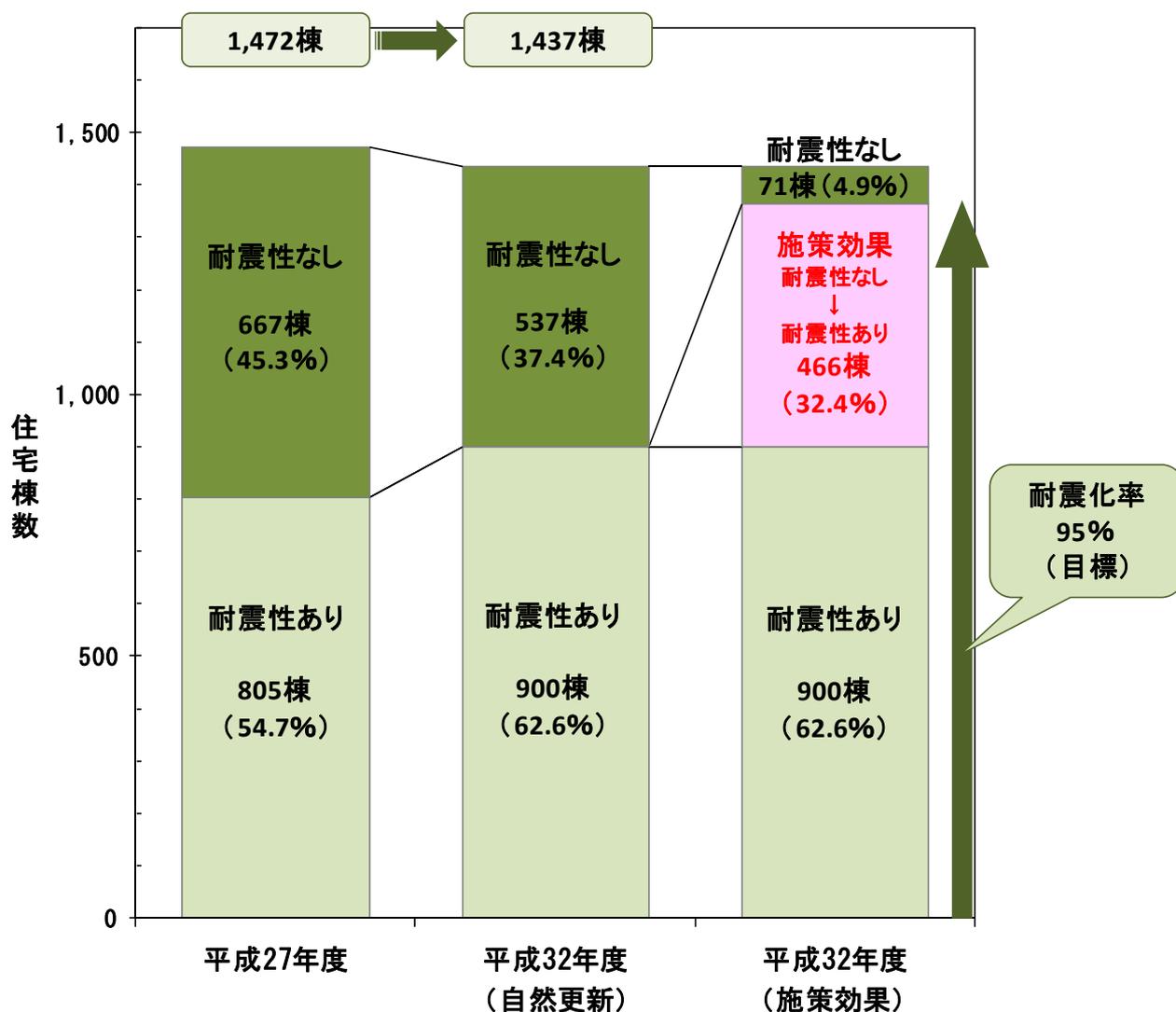


(2) 住宅の現状と耐震化の目標

住宅の建て替えや除却等の自然更新による耐震化率は、平成 32 年度で 62.6%と推計されます。耐震化率の目標である 95%を達成するためには、目標年次までに自然更新に加えて、466 棟（年間約 117 棟）の耐震化が必要です。

▼住宅における耐震化の目標

平成 32 年度	総棟数 a=b+e	昭和 56 年 以前 b=c+d	昭和 57 年 以降		耐震性あり f=d+e	耐震化率 g=f/a	
			耐震性なし c	耐震性あり d			
自然更新	1,472	770	537	83	900	62.6%	
耐震化率 95%の場合	1,472	620	71	549	1,366	95.1%	
		あと	466	棟（1年あたり約117棟）の耐震化が必要			

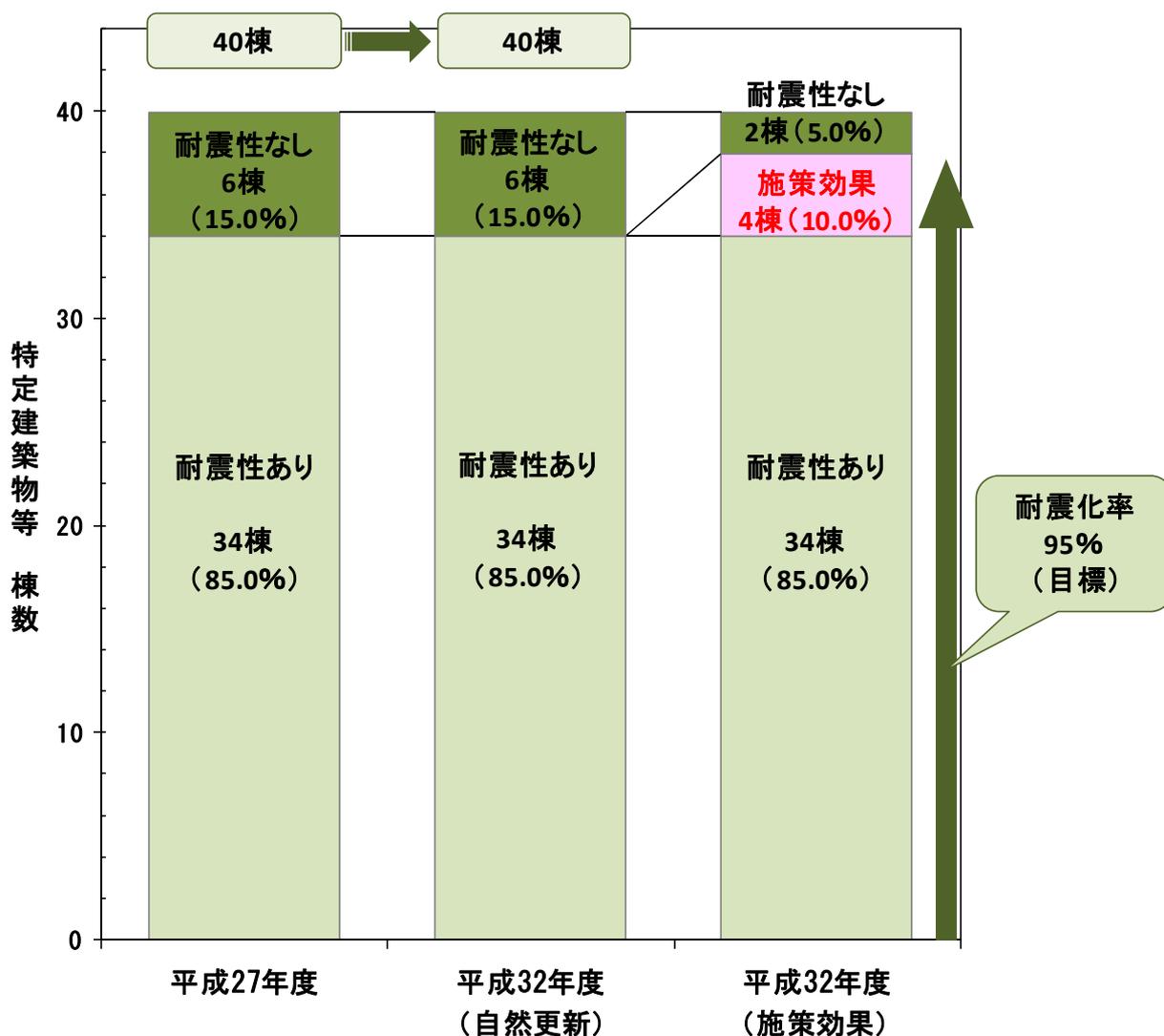


(3) 特定建築物等の現状と耐震化の目標

特定建築物等の自然更新はないと仮定すると、耐震化率は、平成 32 年度で 85.0%と推計されます。耐震化率の目標である 95%を達成するためには、目標年次までに 4 棟（年間 1 棟）の耐震化が必要です。

▼特定建築物等における耐震化の目標

平成 32 年度	総棟数 a=b+e	昭和 56 年 以前 b=c+d	昭和 56 年以前		昭和 57 年 以降 e	耐震性あり f=d+e	耐震化率 g=f/a
			耐震性なし c	耐震性あり d			
自然更新	40	7	6	1	33	34	85.0%
耐震化率 95%の場合	40	7	6	1	33	34	85.0%
あと			4	棟（1年あたり1棟）の耐震化が必要			



(4) 公共建築物（村有）の耐震化の目標

① 公共建築物の分類と目標設定

公共建築物は、住民の生命を守るだけでなく、地震発生後における避難救護や被害防止といった重要な役割があります。

ここでは、公共建築物を以下のように分類し、耐震化率の目標値を設定します。

災害対策拠点機能を持つもの、救助・救急、医療等拠点機能を持つもの、避難収容施設及び要配慮者が利用する施設は、耐震化率 100%を目指します。

また、特定建築物等以外の公共建築物を含めた全体の耐震化率の目標値は、95%とします。

▼公共建築物の分類と目標値

大分類	NO.	小分類	(建築物の具体例)	目標値
Ⅰ. 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき公共施設	1	災害対策拠点機能関係	市役所、役場等	100%
	2	救助・救急、医療等拠点機能関係	病院、消防署等	100%
	3	避難収容施設関係	集会場、小・中学校、防災拠点等	100%
	4	ライフライン関係	水質管理センター等	95%以上
Ⅱ. 震災時における被害防止の観点から整備すべき公共施設	5	要援護者施設	福祉施設等	100%
	6	多数の村民が集まる施設	図書館、科学館等	100%
	7	比較的滞在時間の長い施設	村営住宅等	100%
Ⅲ. その他	8	その他の施設	上記以外の施設等	100%

② 整備優先度

公共建築物の優先度については、公共施設の耐震化の目標値が 100%または 95%以上に設定されているため、住民等の要望、利用実態、財源等を総合的に勘案して個別施設ごとに適宜判断するものとします。

しかしながら、計画段階においては、概ねの方向性を定める必要があるため、次のような考え方も参考に耐震化に取り組むものとします。

▼優先度の考え方

大分類	NO.	小分類	整備優先度 項目 1	整備優先度 項目 2	整備優先度 項目 3	整備優先度 項目 4	耐震化の 目標値
Ⅰ. 災害対策拠点 機能等の確保 を図るうえで 優先的に整備 すべき公共施 設	1	災害対策拠点機能関係	て 住 民 等 の 要 望 、 利 用 実 態 、 財 源 等 を 総 合 的 に 勘 案 し て 個 別 施 設 毎 に 判 断	現 在 取 り 組 ん で い る 施 設 （ 学 校 施 設 等 ）	地 域 防 災 計 画 に 位 置 づ け ら れ て い る 避 難 施 設	災 害 時 要 援 護 者 等 へ の 対 応 が 望 ま れ る 施 設	100%
	2	救助・救急、医療等拠点 機能関係					100%
	3	避難収容施設関係					100%
	4	ライフライン関係					95%以上
Ⅱ. 震災時におけ る被害防止の 観点から整備 すべき公共施 設	5	要援護者施設					100%
	6	多数の村民が集まる施 設					100%
	7	比較的滞在時間の長い 施設					100%
Ⅲ. その他	8	その他の施設					100%

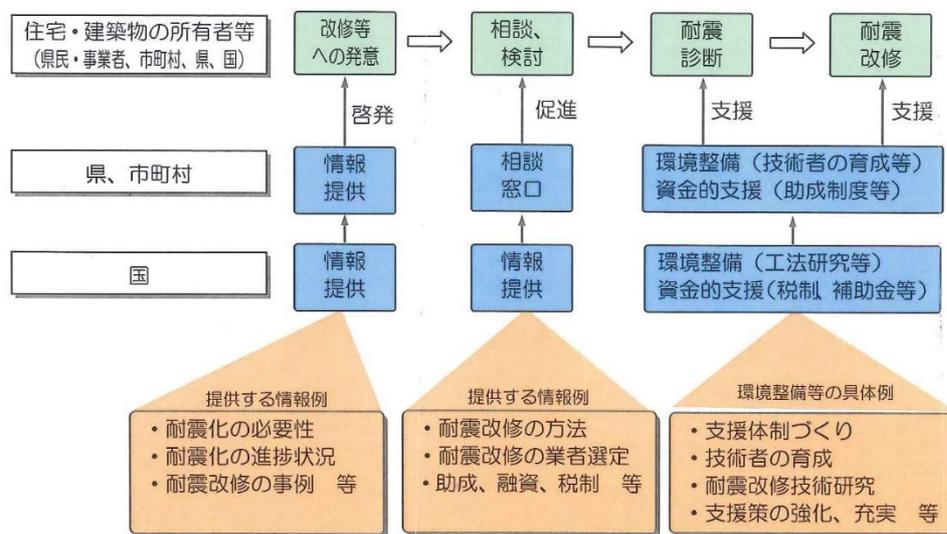
第4章 耐震化を促進するための総合的な取組

1. 基本的な取組方針

住宅や建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、防災対策を自らの問題として意識して取り組むことが不可欠です。自らの生命や財産は自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することを十分に認識し、耐震化を進めることが重要です。

村、県・国等の行政は、所有者等の取組を支援するという観点から、所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための措置など必要な取組を進めます。

▼耐震診断・耐震改修の促進フロー



(1) 各主体の取組方針

耐震化に取り組む主体を「住宅や建築物の所有者等」「関係団体」「村」「県」とし、それぞれの取組方針について述べます。

① 建築物の所有者等の取組方針

耐震化が進まない理由として「耐震化にコストを要すること」、「信頼できる事業者等の情報が不足していること」、「耐震化についての認識不足、自分だけは大丈夫と考えること」が挙げられますが、防災対策や建築物の耐震化は、建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題としての意識を持って地震防災対策に取り組むことが不可欠です。

- 耐震化が必要であることの広報、啓発
- 耐震診断の実施
- 耐震診断の結果をうけ、必要に応じた耐震改修や建て替えの実施
- エレベーターの閉じ込め防止対策、天井等の二次部材の落下防止対策等
- ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の飛散防止、家具の転倒防止等
- 耐震に関する相談

② 川場村の取組方針

川場村は、住民、自主防災組織などの活動を支援し、建築物の所有者が、耐震化を阻害する要因を解消または軽減する施策を実施し、耐震診断や耐震改修に取り組みやすい環境を整えます。

- 川場村耐震改修促進計画の策定・見直し
- 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実
- 本計画の進捗状況の把握、報告
- 村有建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な実施
- 行政・建築関係団体・民間建築物の所有者団体等からなる協議会の参加、本計画の円滑な推進
- 民間建築物の耐震診断、耐震改修の誘導
- 耐震診断に対する専門家の派遣
- 費用負担等の軽減などの支援策の充実、及び制度の周知
- 施工業者などの情報提供の充実
- 耐震改修促進法に基づく、手続きの遂行
- 相談窓口の開設
- 自主防災組織等と連携した耐震診断、耐震改修の促進
- パンフレット等による普及・啓発活動
- 県、建築関係団体との連携体制の構築

③ 関係団体等の取組方針

建築関係団体、NPO等は、専門家としての立場で住民に適切なアドバイスを行い、耐震化の推進を技術的な側面からサポートする必要があります。

- 相談体制の整備及び情報提供の充実
- 専門家・事業者の育成及び技術開発
- 行政・建築関係団体・民間建築物の所有者団体からなる協議会の参加等
- 建築物所有者に対する適切な助言
- 各種イベントでの相談会の実施市町村の耐震改修促進計画の策定・見直し
- 行政との連携

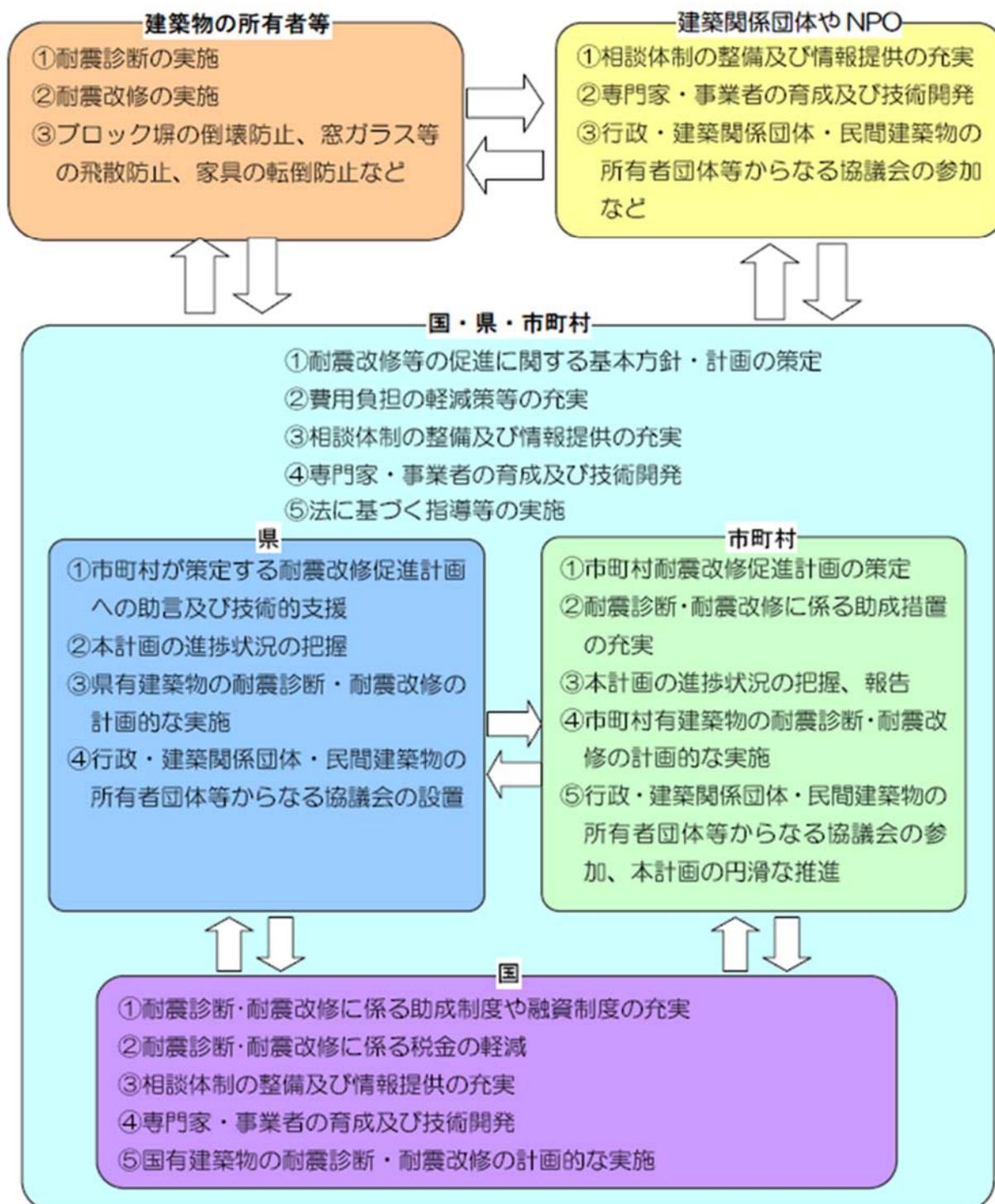
④ 県の取組方針

県は、建築物の所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施する必要があります。

- 県耐震改修促進計画の策定・見直し
- 県有施設の耐震改修等の実施
- 民間建築物の耐震改修等の誘導
- 耐震改修促進法に基づく手続きの遂行
- 耐震診断、改修に関する技術者の育成
- パンフレット等による普及・啓発活動
- 市町村、建築関係団体との連携体制の構築
- 市町村、建築団体等への情報提供

(2) 各主体の連携イメージ

各主体は、それぞれ次の役割分担のもと、相互に連携を図りながら建築物の耐震診断・改修の促進に努めます。



出典：「群馬県耐震改修促進計画」（平成19年1月、群馬県）

2. 支援策の概要

(1) 助成制度の概要

▼木造住宅耐震診断者派遣事業

項目	内容
概要	木造住宅について、診断者を派遣し、一般診断 ^{※1} を行う。
該当建築物	① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した一戸建ての木造住宅または木造併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの） ② 平屋または2階建ての木造住宅
診断費	無料（但し、診断者の交通費として1,000円が必要）

▼住宅リフォーム助成事業

項目	内容
趣旨	村内が住宅リフォームを村内施工業者により実施した場合に、その経費の一部を助成するもの
補助対象金額	工事金額が20万円以上の工事
補助金の額	リフォーム工事に要した経費の10分の1以内で上限額20万円

(2) 法改正に伴い創設された制度・措置

平成25年11月の耐震改修促進法の改正により、以下の緩和措置等が創設されました。

① 耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率の緩和

耐震改修を行う際に、地震に対する安全性の向上のために必要で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、建ぺい率・容積率の規定に適合しなくなることがやむを得ないと認められる場合には、建ぺい率・容積率の特例措置が認められます。

② 建築物の地震に対する安全性の表示制度

建築物の所有者は、特定行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができ、認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができます。

③ 区分所有建築物の議決要件の緩和

耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有に関する法律）に規定する共用部分の変更に関する決議要件が3/4から1/2超（過半数）に緩和されます。

※1：一般診断

財団法人 日本建築防災協会発行 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく耐震診断法

3. 啓発及び知識の普及に関する取組

(1) 地震に関する情報提供の充実

川場村は、広報、パンフレット、ポスター、ホームページなど様々な手段を通じて所有者等や関係団体等へ継続的に的確な情報発信を進めていきます。

▼発信情報（例）

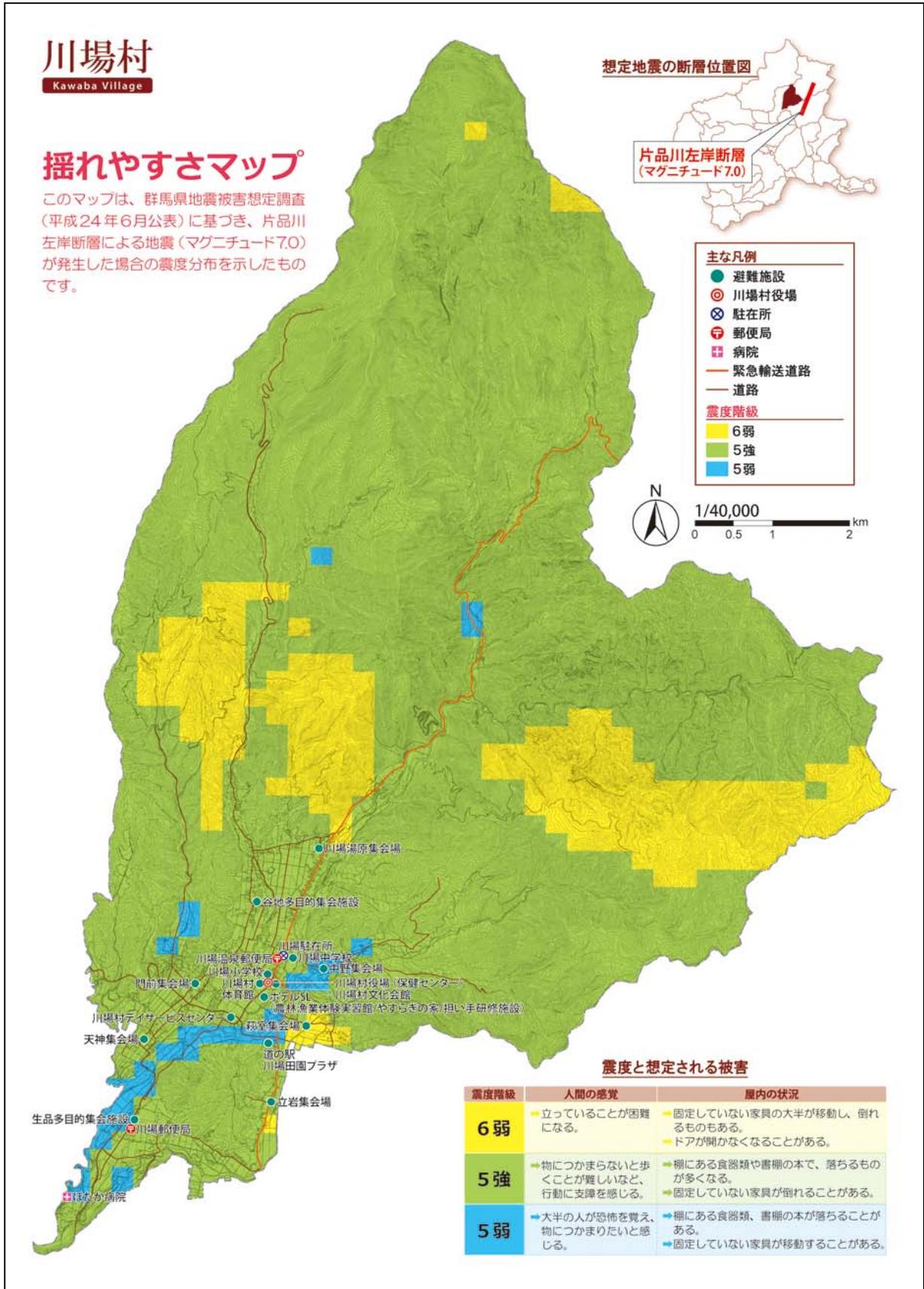
- 地震災害の危険性、耐震化の重要性及び効果
- 簡易な耐震自己診断
- 耐震改修の方法や事例紹介、工事費用
- 地震防災マップ
- 施行事業者情報
- 助成制度、融資制度、税の優遇措置
- 特定建築物や公共建築物の耐震化状況 など

(2) 地震防災マップの作成・公表

想定される地震による人的被害、建築物被害、ライフライン被害等を予測し、避難路や避難施設を含めて総合的にマップ化することは、住民の地震対策に関する意識の高揚を図り、地震防災対策を進める上で有効な手段となります。

県は、最新の知見に基づき平成24年度に地震被害想定を見直しました。その結果をふまえ、川場村では、「揺れやすさマップ」、「地域危険度マップ」及び「液状化マップ」を作成・公表することとしました。

▼揺れやすさマップ



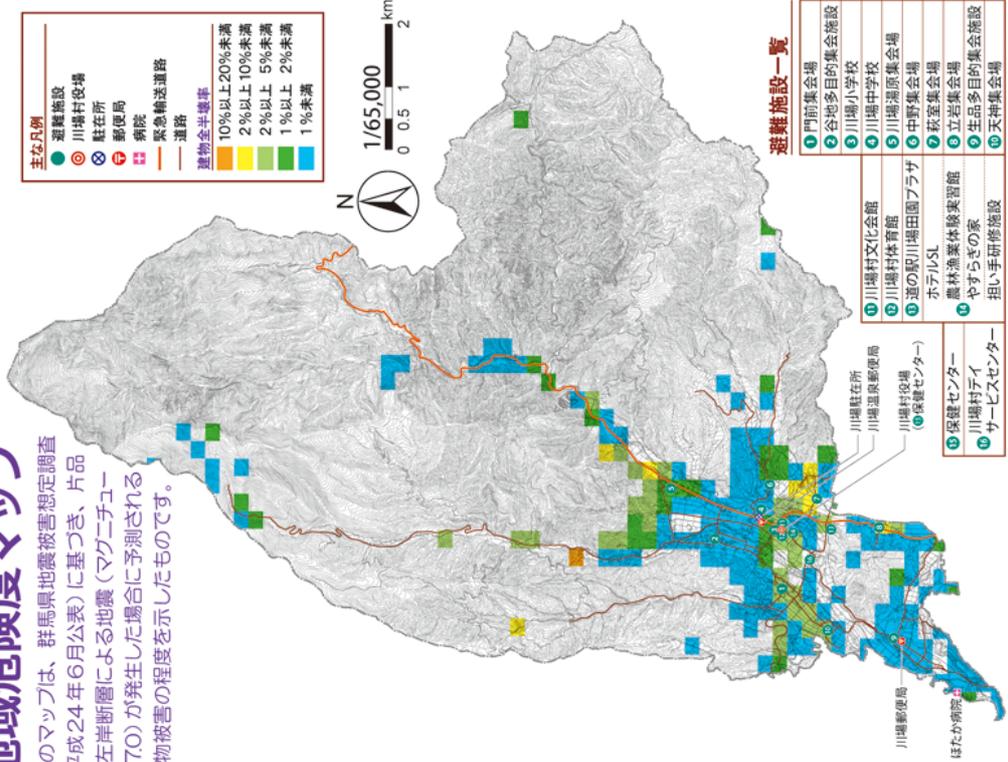
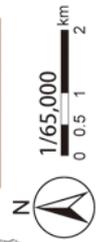
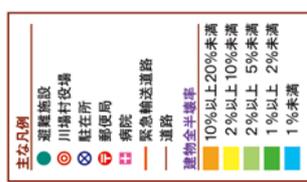
▼地域危険度マップ・液状化マップ

川場村

Kawaba Village

地域危険度マップ

このマップは、群馬県地震被害想定調査（平成24年6月公表）に基づき、片品川左岸断層による地震（マグニチュード7.0）が発生した場合に予測される建物被害の程度を示したものです。



避難施設一覧

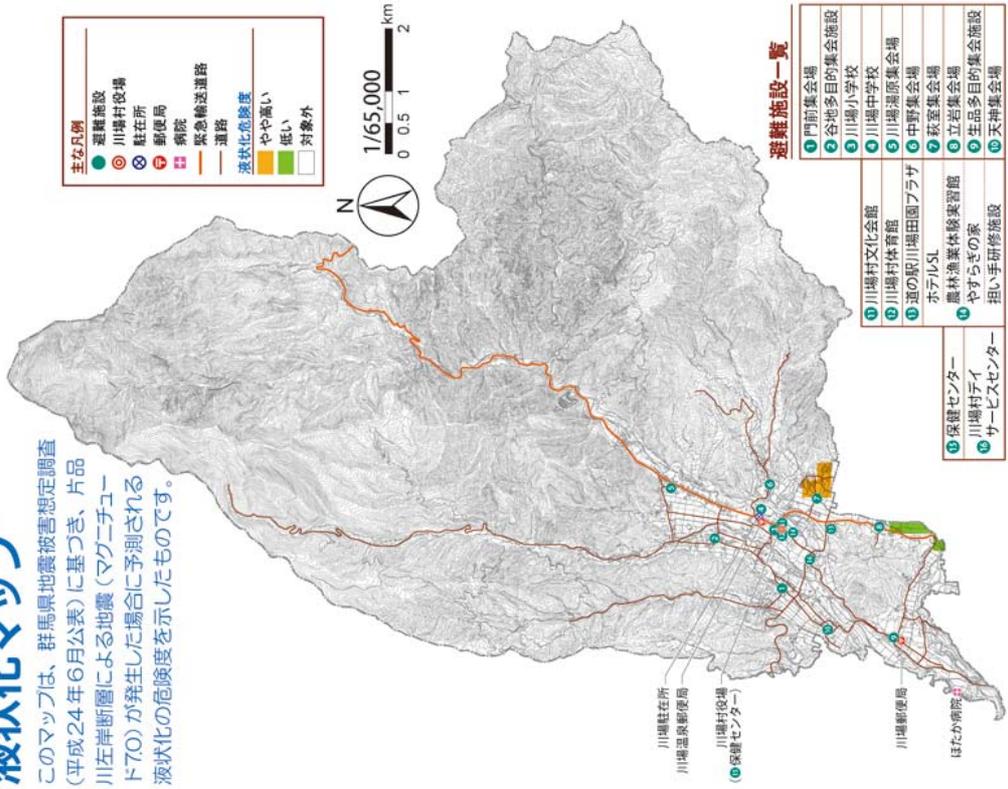
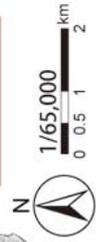
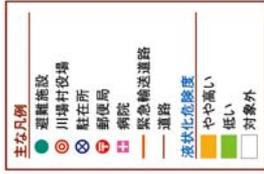
1	門前集会所
2	谷地多目的集会所
3	川場小学校
4	川場中学校
5	川場湯原集会所
6	中野集会所
7	萩室集会所
8	立岩集会所
9	生品多目的集会所
10	天神集会所
11	川場村文化会館
12	川場村体育館
13	道の駅川場田圃フラサ
14	ホテルSL
15	農林漁業体験学習館
16	やすらぎの家
17	生品多目的集会所
18	天神集会所
19	保健センター
20	川場村アイサービスセンター

川場村

Kawaba Village

液状化マップ

このマップは、群馬県地震被害想定調査（平成24年6月公表）に基づき、片品川左岸断層による地震（マグニチュード7.0）が発生した場合に予測される液状化の危険度を示したものです。



避難施設一覧

1	門前集会所
2	谷地多目的集会所
3	川場小学校
4	川場中学校
5	川場湯原集会所
6	中野集会所
7	萩室集会所
8	立岩集会所
9	生品多目的集会所
10	天神集会所
11	川場村文化会館
12	川場村体育館
13	道の駅川場田圃フラサ
14	ホテルSL
15	農林漁業体験学習館
16	やすらぎの家
17	生品多目的集会所
18	天神集会所
19	保健センター
20	川場村アイサービスセンター

(3) 講習会・防災訓練

川場村は、地震に関する講習会、防災訓練等の活動を年中行事として実施し、村民の防災意識の向上をはかります。

- 防災講習会・セミナーの実施
- 村主催の防災訓練の実施
- イベント等の会場における周知・啓発活動

(4) 建替え・除却の促進

耐震化された住宅は新築または建替えによるものが大半を占めていることから、耐震改修を促進するとともに、耐震性のない住宅の建て替えを促進します。

また、耐震性のない空き家は、地震により倒壊した場合に、道路を閉塞し避難を妨げたり、隣地に被害をもたらす恐れが高いため、空き家の除却を促進します。

(5) リフォームに合わせた耐震改修の推進

増改築やバリアフリーなどのリフォーム工事とあわせて耐震改修を実施することは効果的であり、費用面でもメリットがあることから、リフォーム事業者等との連携を図り、リフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等について、積極的な情報提供を行います。

(6) その他、耐震改修を促進するための事項

① 新築の耐震化

新たに新築される住宅・建築物について、現行の耐震基準に則って適切に施工されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査を徹底します。

② 地震保険の活用

地震により建築物が倒壊、損壊した場合に、地震保険に加入しているとその再建が円滑に進めることが期待できること、また、一定の耐震性能を有する建築物の場合には、地震保険料の割引制度があります。

地震保険の活用について、パンフレットの発行、配布等により地震保険の普及啓発に努めます。

4. 耐震化を促進するための環境整備に関する取組

(1) 相談窓口の設置と連携

① 相談窓口の設置

耐震診断・耐震改修の技術的な情報、支援制度についての相談などは引き続き以下の場所、連絡先で実施していきます。

◇場 所：川場村役場 田園整備課

◇TEL：0278-52-2111

② 相談窓口の連携

県及び関係団体等と連携し、建築物の所有者等に対して耐震診断・耐震改修に関する情報提供の充実と各種相談を受け付ける相談窓口を設置し、耐震診断・耐震改修の一般的な相談に加え、ローン、税制、助成制度等の説明や専門家・事業者の斡旋・紹介などを行っていきます。

川場村では、これらの相談窓口と連携をはかっていきます。

▼相談窓口の設置場所

- 群馬県県土整備部建築住宅課、群馬県土木事務所建築グループ
- 市町村建築主務課
- ぐんま住まいの相談センター
- 社団法人群馬県建築士事務所協会
- 社団法人群馬県木造住宅産業協会

(2) 地域活動の支援

村及び県は、地域における防災活動（防災訓練、地震時の危険箇所の点検、要配慮者の把握、人的ネットワーク構築など）を支援します。

(3) 専門家や事業者の人材育成

村は、県と連携し、建築士等の専門家や事業者に対して、適切に耐震相談に応えられるよう、地震防災知識や耐震改修等の知識習得に向け、セミナーや講習会を開催します。

また、耐震改修の方法、事例等を解説した「群馬県木造住宅耐震改修マニュアル」を活用して、中小工務店等に配布するなど、木造住宅の施工技術習得を支援します。

(4) 耐震改修の技術向上等

村は、県、国等と連携し、新たな耐震改修工法（簡易な方法、コストダウンができる方法など）に関する技術の普及に努めます。また、住宅の倒壊から生命や身体を守るための最小限の耐震化を促進できるよう、融資や助成に関する耐震化基準を検討します。

5. 総合的な安全対策に関する取組

(1) 住宅の減災化の促進

住宅については、金銭的な理由や家族の状況などの様々な事情等により耐震改修が実施され難い場合があります。その場合においても、最低限、人命を守るため減災化を目的とした施策を促進します。

▼検討施策

- 段階的な耐震改修の実施方法を住民に啓発
- 耐震シェルター、耐震ベッドの普及・啓発

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

多数の者が利用する建築物については、建築物の所有者や関係団体等へ耐震化の重要性、耐震化の支援等を様々な手段を忠告して、情報提供を行い、耐震化の普及・啓発を進めます。

▼検討施策

- 広報誌、パンフレット、ポスター、ホームページなど様々な手段を利用した広報
- 耐震診断・耐震改修に関する情報提供や各種相談に応じる相談窓口の設置
- 耐震診断・耐震改修設計、耐震改修工事の工事監理手法等に係る講習会の実施

(3) ブロック塀等の倒壊防止

地震発生時にブロック塀や石積み擁壁等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生する可能性があります。また、道路を閉鎖し、避難活動や救援活動に支障をきたします。

▼検討施策

- ブロック塀の倒壊の危険性を住民に周知
- 正しい施工技術及び補強方法の普及・啓発

(4) 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

福岡県西方沖地震（平成 17 年 3 月）では、オフィスビルの窓ガラスが飛散しました。地震による被害は、建物の倒壊による被害だけでなく、窓ガラスや屋外看板、外壁等が落下することにより、路上の通行人等に死傷者が発生し、避難活動や救援活動に支障をきたします。

▼検討施策

- 窓ガラスや屋外看板等の落下による危険性を住民に周知
- 設置方法や構造・施工状態の早期点検
- シーリング材の改善や屋外看板等の設置補強などに関する普及・啓発

(5) 天井等の非構造部材の安全確認

宮城県沖地震（平成 17 年 8 月）や東日本大震災（平成 23 年 3 月）では、スポーツ施設等の多数の者が利用する施設の天井が落下し多くの負傷者が発生しました。

大地震が発生すると、建物本体が損壊しなくても、天井等の非構造部材が落下・崩壊すれば、多くの被害が発生します。

▼検討施策

- 建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状態の早期点検を促す
- 適切な施工技術及び補強方法の普及・啓発
- 建築基準法施行令に適合していない建築物については、指導・助言を行う

(6) エレベーターの安全確保

千葉県北西部地震（平成 17 年 7 月）では、首都圏の多くのビルでエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しました。

▼検討施策

- 既設エレベーターに対する安全性の周知
- 建物管理者・保守会社等や消防との連携による救出・復旧体制の整備
- 地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて建物管理者や利用者に広く周知

(7) エスカレーターへの脱落防止対策

東日本大震災（平成 23 年 3 月）では、エレベーターの落下による被害が発生しました。

▼検討施策

- 建築基準法に基づくエスカレーターの落下防止対策の規制強化
- 既設エスカレーターに対する安全性の周知

(8) 家具の転倒防止

家具が転倒することにより被害を受け、避難や救助の妨げになることが考えられます。

▼検討施策

- 家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により住民に周知
- 効果的な家具の固定方法の普及・啓発

6. 公共建築物の耐震化

(1) 公共建築物の耐震化の情報開示

村は、防災拠点となる主な村有建築物について、各施設の耐震診断の実施状況等に関する公表方法及び施設名称、耐震診断の有無、実施時期、実施結果、構造耐震指標値（Is）等の公表項目を定め、その結果の公表に取り組むよう努めます。

(2) 村有施設の耐震化の推進

不特定多数の住民が利用する施設、村の災害応急対策の拠点となる庁舎、避難収容拠点となる教育施設等の防災上重要な建築物のうち、耐震診断の結果から大規模補強が必要だと診断される施設については、地震発生時の一時被害の軽減を図るとともに、防災対策上の機能を確保するため、計画的に耐震化を進めていきます。

▼公共施設の耐震化の考え方

大分類	小分類	耐震化の優先度	
		用途別	規模別
Ⅰ. 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき公共施設	1 災害対策拠点機能関係	特に優先度を定めない	大規模なものほど優先
	2 救助・救急、医療等拠点機能関係		大規模なものほど優先
	3 避難収容施設関係		大規模なものほど優先
	4 ライフライン関係		特に優先度を定めない
Ⅱ. 震災時における被害防止の観点から整備すべき公共施設	5 要配慮者施設	優先度高い ↑	特に優先度を定めない
	6 多数の住民が集まる施設		特に優先度を定めない
	7 比較的滞在時間の長い施設	優先度低い	大規模なものほど優先
Ⅲ その他	8 その他の村有施設	特に優先度を定めない	特に優先度を定めない

7. 避難路沿道建築物の耐震化

(1) 避難路の指定

群馬県地域防災計画において、大規模な地震が発生した場合に、救命活動や物資輸送を行うための緊急輸送道路として1次・2次及び3次路線が指定されており、村内には2次・3次路線が走っています。

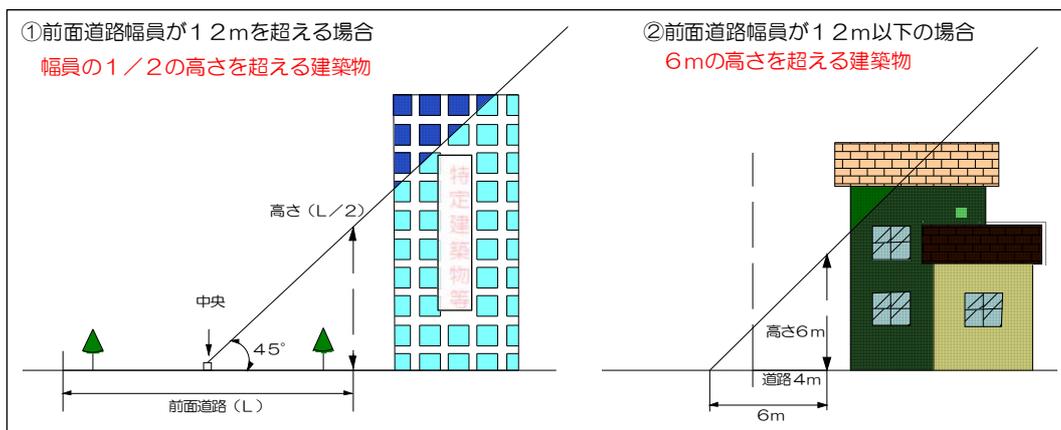
この道路は、地震発生時に通行を確保すべき道路であり、震災時の建築物の倒壊によって、住民の避難や緊急車両の通行の妨げにならないよう、沿道建築物の耐震化を優先的に進める必要があります。

これらの緊急輸送道路を耐震改修促進計画における避難路として位置づけ、沿道の建築物についての調査を継続的に行い、その結果に基づく計画的な耐震化を進めます。

(2) 避難路沿道建築物の耐震化

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物を対象とします。

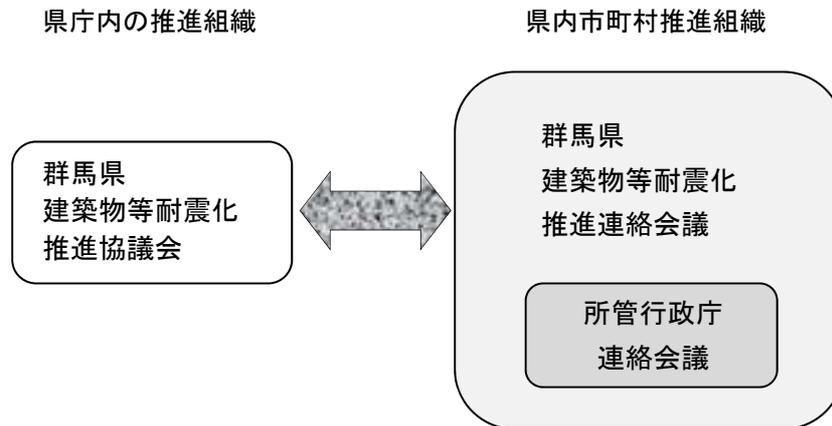
▼地震によって道路の通行を妨げ、多数の人の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物



第5章 耐震改修等を促進するための指導や命令等

1. 県及び県内市町村との連携強化

耐震改修等を促進するため、群馬県建築物等耐震化推進協議会^{※1}、群馬県建築物等耐震化推進連絡会議^{※2}及び所管行政庁^{※3}連絡会議を継続し、計画や施策の見直しを行います。



※1：群馬県建築物等耐震化推進協議会

群馬県の関係課 19 課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、総合的かつ効果的な施策の推進について連携を図る。

※2：群馬県建築物等耐震化推進連絡会会議

群馬県と県内の 38 市町村の建築防災主管課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図り、耐震化改修促進計画の十区聖を確保する。

※3：所管行政庁

建築主事を置く市町村の区域においてはその市町村（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市）の長で、その他の市町村の区域は県知事になっている。

2. 耐震改修促進法による指導等の実施

所管行政庁は、特定建築物等の所有者に対して耐震診断・耐震改修を的確に実施することが必要と認めた場合は、当該特定建築物等の所有者に対して必要な指導・助言を行います（耐震改修促進法第12条第1項（附則第3条第3項で準用する場合も含む。）。）。

そのうち一定規模以上の特定建築物等について、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・耐震改修が実施されていないと認めるときは、当該特定建築物等の所有者に対して必要な指示を行います（同条第2項（附則第3条第3項で準用する場合も含む。）、第15条第2項、第27条第2項）。

さらに、指示を受けた特定建築物等の所有者が、政党な理由がなくその指示に従わない場合は、社会的責任を果たさないものとしてその旨を公表します（同条第3項（附則第3条第3項で準用する場合も含む。）、第15条第3項、第27条第3項）。

なお、公表にあたっては、当該指示に従わずに耐震診断・耐震改修が行われないことが、その利用者や周辺住民に対する危険性を明確に示したうえで実施します。

▼指導及び助言の方法

- 耐震化の必要性、耐震診断及び耐震改修の実施に関する説明や文書の送付を行います。

▼指示の方法

- 耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより指示を行います。

▼公表の方法

- 法に基づく公表であることを明確にするとともに、住民に広く周知するため、広報やホームページへの掲載などにより公表を行います。

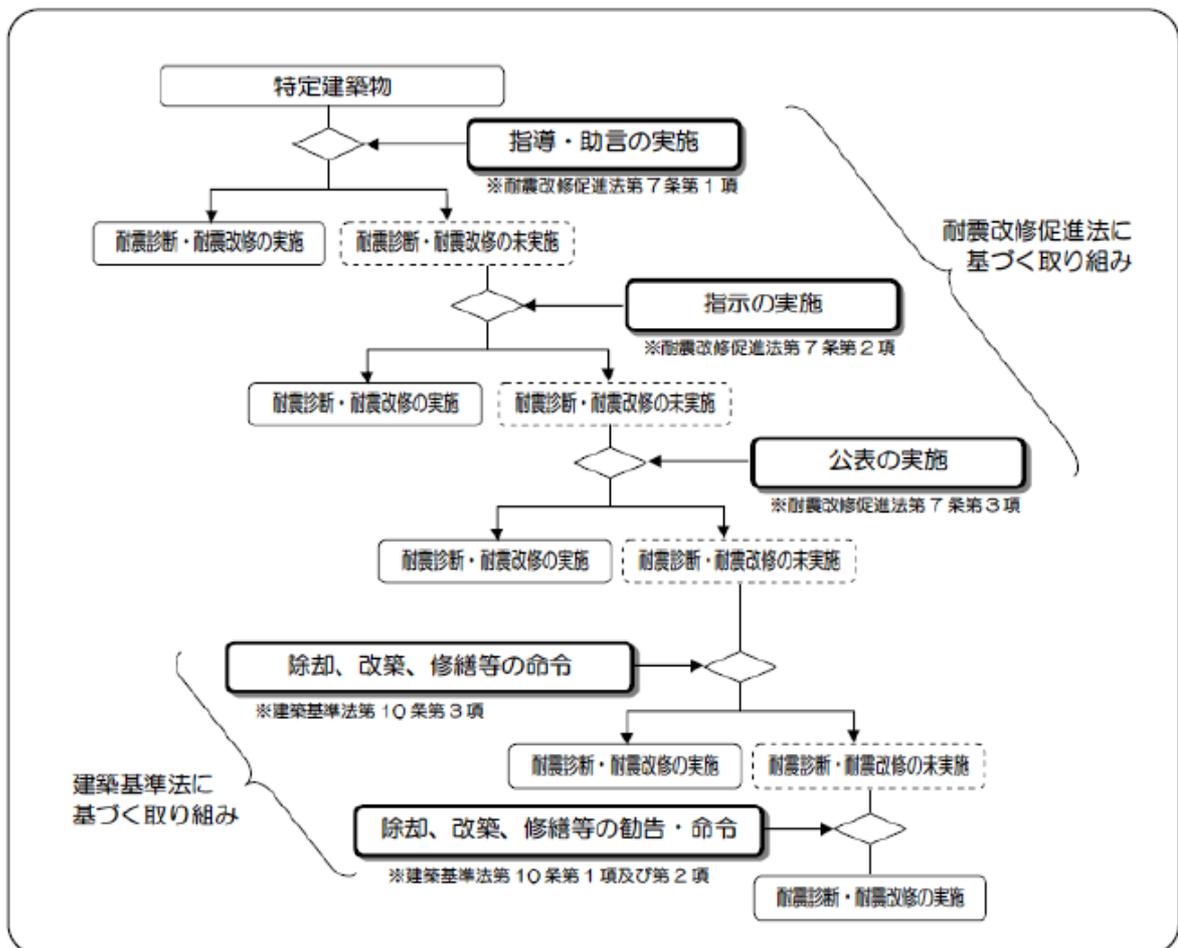
3. 建築基準法による勧告又は命令等の実施

前頁の公表を行っても当該建築物の所有者が耐震改修等を実施しない場合、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物の所有者等に対して、特定行政庁は、速やかに当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令を行います（建築基準法第10条第3項）。

さらに、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告（同条第1項）やその勧告に係る措置をとるよう命令（同条第2項）を行います。

なお、勧告や命令を行うにあたっては、耐震診断・耐震改修を行わないことがその利用者や周辺住民の生命や財産を守るうえでいかに危険であるかとの周知を図り、県知事と村長が協議したうえで実施します。

▼耐震診断及び耐震改修に関する指導者のフロー



付 属 資 料

【参考1：特定建築物等の一覧】

【参考2：耐震改修促進法における規制対象一覧】

【参考3：耐震改修促進計画に関する法律等】

【参考1：特定建築物等の一覧】

○特定既存耐震不適格建築物

① 多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）

政令 第6条 第2項	用途		規模
第1号	幼稚園、保育所		階数2以上かつ 床面積500㎡以上
第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ 床面積1,000㎡以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類する施設 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設		階数2以上かつ 床面積1,000㎡以上
第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ 床面積1,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
	病院、診療所		
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	集会場、公会堂		
	展示場		
	卸売市場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
	ホテル、旅館		
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
	事務所		
	博物館、美術館、図書館		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 床面積1,000㎡以上

② 危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物（法第 14 条第 2 号）

政令 第 7 条 第 2 項	危険物の種類		数量
第 1 号	火薬類	火薬	10 トン
		爆薬	5 トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
		銃用雷管	500 万個
		実包若しくは空砲、信管若しくは火管、又は電気導火線	5 万個
		導爆線又は導火線	500 キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
第 2 号	石油類	消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く）	危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
第 3 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性液体類		30 トン
第 4 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類		20 立方メートル
第 5 号	マッチ		300 マッチトン *
第 6 号	可燃性ガス (第 7 号、第 8 号に掲げるものを除く)		2 万立方メートル
第 7 号	圧縮ガス		20 万立方メートル
第 8 号	液化ガス		2,000 トン
第 9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る)		20 トン
第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る)		200 トン

* マッチトンはマッチの計量単位、1 マッチトンは、波型マッチ (56×36×17 mm) で 7,200 個、約 120 kg

③ 地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物（法第 14 条第 3 号）

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

【参考 2：耐震改修促進法における規制対象一覧】

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する500㎡以上の建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する階数1以上かつ5,000㎡以上の建築物（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

【参考3：建築物の耐震改修の促進に関する法律等】

○建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

（平成7年10月27日）
（法律第123号）
最終改正（平成26年6月4日）
（法律第54号）

第1章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める 道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区

域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であつて既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定める

よう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第3章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に

接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるもの限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物であつて、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

附 則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存

耐震不適格建築物

- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する
既存耐震不適格建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

（平成 7 年 12 月 22 日）

（政令第 429 号）

最終改正（平成 27 年 1 月 21 日）

（政令第 11 号）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九

- 号) 第二条第三項 に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法 (昭和三十二年法律第七十七号) 第三条第二項 に規定する水道事業又は同条第四項 に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) 第二条第三号 に規定する公共下水道又は同条第四号 に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法 (昭和四十七年法律第八十八号) 第二条第二項 に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。) 第五条第一項 に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号 から第十三号の二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設 (工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)
- 十三 鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号) 第二条第一項 に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法 (大正十年法律第七十六号) 第一条第一項 に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法 (昭和二十六年法律第八十三号) 第三条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第八十三号) 第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法 (昭和三十四年法律第三百三十六号) 第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第二条第五項 に規定する港湾施設
- 十九 空港法 (昭和三十一年法律第八十号) 第二条 に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法 (昭和二十五年法律第三百三十二号) 第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法 (昭和三十三年法律第八十四号) 第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号) 第二条第十号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

(耐震不明建築物の要件)

第三条 法第五条第三項第一号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事(次に掲げるものを除く。)に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済

証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第三百三十七条の十四第一号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第三百三十七条の二第三号 に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号 イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第一項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号 の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条 の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂

- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）
階数が二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三
及び床面積千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭せん又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園又は小学校等
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐

震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

○建築基準法（抜粋）

（昭和 25 年 5 月 24 日）

（法律第 201 号）

最終改正（平成 27 年 6 月 26 日）

（法律第 50 号）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

川場村耐震改修促進計画

発行・編集 川場村